

## 令和3年第2回茂原市教育委員会会議（2月定例会）日程

日時：令和3年2月16日（火）15時～

場所：茂原市役所9階901・902会議室

### 1. 開会宣言

### 2. 会議録署名人の指定

### 3. 会議事項

#### (議決事項)

議案第1号 損害賠償額の決定及び和解について議会の議決を求めるよう市長に申し入れることについて

議案第2号 令和3年度教科用図書長生採択地区協議会規約の制定の承認について

議案第3号 茂原市スクールバス運行規則の制定について

議案第4号 茂原市市民体育館管理規則及び茂原市有料公園施設の管理運営に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則の制定について

議案第5号 茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第6号 異常時の宿日直に関する規則を廃止する規則の制定について

議案第7号 茂原市指定文化財の指定について

#### (報告事項)

1 令和2年度3月補正予算について

2 令和3年度教育部当初予算について

3 行事の共催、後援及び協賛について

4 令和3年第3回（3月臨時会）、第4回（3月定例会）及び第5回（4月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について

5 その他

### 4. 閉会宣言

#### (会議結果)

議決事項について、議案第1号から議案第7号は原案どおり可決されました。

## 茂原市教育委員会会議録

### 令和3年第2回（定例会）

- 1 期日 令和3年2月16日（火）  
開会 午後3時00分  
閉会 午後3時40分
- 2 場所 茂原市役所9階会議室
- 3 出席委員  
教育長 内田 達也  
教育長職務代理者 安藤 明子  
委員 高貫 裕一郎  
委員 高仲 輝夫  
委員 竹田 幸則
- 4 出席職員  
教育部長 岩瀬 裕之  
教育部次長（教育総務課長） 佐久間 尉介  
学校教育課長 金澤 勤  
生涯学習課長 洪木 千春  
体育課長 片岡 弘一  
中央公民館長 岡田 公一  
美術館・郷土資料館長 三階 英幸  
東部台文化会館長 大和久 正  
教育総務課長補佐 川崎 弘道  
教育総務課総務係長 小安 宏尚
- 5 署名人の指定  
委員 高仲 輝夫  
委員 竹田 幸則
- 6 傍聴人 0名

教育長 : ただいまから、令和3年第2回茂原市教育委員会会議（2月定例会）を開会します。本日の出席人数は、5名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。

本日の会議録署名人は、「高仲委員」と「竹田委員」を指定いたします。

また本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症予防の対応のため、会議に関係する担当課長のみの出席となっております。

本日は、議案が7件となっております。

それでは、議案第1号「損害賠償額の決定及び和解について議会の議決を求めるよう市長に申し入れることについて」説明をお願いします。

教育部長 : 議案第1号「損害賠償額の決定及び和解について議会の議決を求めるよう市長に申し入れることについて」ご説明申し上げます。

本案は、令和元年6月14日、12時15分頃、茂原市内中学校の音楽室で発生した教員の指導による相手方生徒への負傷事故について、相手方との示談の条件が整ったことから、和解しようとするものでございます。

和解の内容といたしましては、相手方に生じた交通費、治療費、慰謝料につい

て、損害賠償額を118万3,939円と決定し、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めようとするものです。

- 教育長 : 議案第1号について質疑をお願いします。
- 高貴委員 : 負傷された生徒さんは問題なく登校しているのでしょうか。
- 学校教育課長 : 昨年の9月以降から現在に至るまで、元気に登校していると聞いております。
- 教育長 : 議案第1号について採決に入ります。  
議案第1号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 教育長 : 議案第1号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。  
次に、議案第2号「令和3年度教科用図書長生採択地区協議会規約の制定の承認について」説明をお願いします。
- 教育部長 : 議案第2号「令和3年度教科用図書長生採択地区協議会規約の制定の承認について」ご説明申し上げます。  
本案は、令和4年度に使用する教科用図書の採択にあたり、長生郡市の7市町村教育委員会が、教科用図書長生採択地区協議会を設置して協議することについて、各教育委員会会議の議決を経る必要があるため、協議会規約の制定の承認をいただくものです。  
この規約は、平成27年度から年度ごとに制定する規約となり、教科用図書採択のより一層の適正化を図ることを目的に毎年、教育委員会会議において、ご承認をいただくこととなっております。  
なお、前年度規約との改正点は、内容についての変更はなく、「題名」及び「施行期日」中の年度を令和2年度から令和3年度に改めるものとなっております。
- 教育長 : 議案第2号について質疑をお願いします。  
(質疑なし)
- 教育長 : 議案第2号について採決に入ります。  
議案第2号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 教育長 : 議案第2号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。  
次に、議案第3号「茂原市スクールバス運行規則の制定について」説明をお願いします。
- 教育部長 : 議案第3号「茂原市スクールバス運行規則の制定について」ご説明申し上げます。  
本案は、市内小学校の統合により、通学路が遠距離となる児童の通学を支援するため、スクールバスを運行するにあたり必要な事項を定めるものでございます。  
令和3年度から、二宮小学校と緑ヶ丘小学校が統合することに伴い、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令に基づき適正とされる通学距離の概ね4kmを超える真名地区、黒戸地区及び押日地区の一部から通学する児童を支援するために、スクールバスを運行するものでございます。  
なお、この規則は、令和3年4月1日から施行となりますが、準備行為として申請、決定については施行前においても実施可能となります。
- 教育長 : 議案第3号について質疑をお願いします。
- 竹田委員 : バスの乗降場所は何か所ありますか。
- 教育部次長 : 緑園台の楠木公園、黒戸のバス停、東谷集会所、真名の自治会館の4か所を予定しております。
- 高貴委員 : 第6条に乗降場所は、教育委員会が、学校長と協議して決定するものとすると思いますが、新入生等により、年度ごとに変わる可能性はあるのでしょうか。
- 教育部次長 : 新入生等のために、柔軟に変わる対応を考えております。
- 高貴委員 : 学年ごとに下校時間が変わるとはと思いますが、対応の方法を伺います。
- 教育部次長 : 登校時は1便を予定しております。下校時は低学年、高学年、部活動をされている生徒のため、3便を予定しております。
- 安藤委員 : スクールバスは何人乗りですか。
- 教育部次長 : 大型バス、37人乗りでございます。
- 高仲委員 : バス代はかかりますか。
- 教育部次長 : 無料です。

- 教育長 : 議案第3号について採決に入ります。  
議案第3号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 教育長 : 議案第3号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。  
次に、議案第4号「茂原市市民体育館管理規則及び茂原市有料公園施設の管理運営に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。
- 教育部長 : 議案第4号「茂原市市民体育館管理規則及び茂原市有料公園施設の管理運営に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。  
本案は、「茂原市市民体育館管理規則」及び「茂原市有料公園施設の管理運営に関する文書の様式を定める規則」の一部改正を同時に行い、行政手続きの簡素化のため、押印をなくし、また、行政側の使用許可に使用する押印の様式を統一するものでございます。  
「茂原市市民体育館管理規則」につきましては、別記第1号様式及び第7号様式中の押印の箇所を削り、第2号様式、第6号様式及び第8号様式の押印箇所を改めます。  
「茂原市有料公園施設の管理運営に関する文書の様式を定める規則」につきましては、様式第1号から、それぞれ押印の箇所を削るほか、様式内の文言等を改めます。  
なお、この規則は令和3年4月1日から施行となります。
- 教育長 : 議案第4号について質疑をお願いします。  
(質疑なし)
- 教育長 : 議案第4号について採決に入ります。  
議案第4号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 教育長 : 議案第4号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。  
次に、議案第5号「茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。
- 教育部長 : 議案第5号「茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。  
本案は、青少年健全育成の更なる推進に向け、熱意と行動力を有する人材を安定的に確保していくことを目的として、青少年補導員の該当する要件を改め、所要の改正をするものでございます。  
現在第7条第1項において、青少年補導員の該当要件を定めておりますが、各号において「及び」となっているものを「又は」へ、第2号を正式な名称である「民生委員・児童委員」に変更し、それに伴い第3号に「保護司」を繰り下げ、「更生保護女性会員」の該当要件を追加するものでございます。  
なお、この規則は、令和3年4月1日からの施行となります。
- 教育長 : 議案第5号について質疑をお願いします。
- 高貴委員 : 補導員とありますが、指導員と補導員の違いというのはあるのでしょうか。
- 生涯学習課長 : 補導員は条件をだして、市の方が現在70名の方に委嘱をお願いしている人たちです。
- 高貴委員 : 全国的に補導員という名称なのですか。
- 生涯学習課長 : 県内の主な市町村では、この名称を使っております。
- 竹田委員 : 補導員は任期はありますか。定年のように、年齢等でやめることはあるのでしょうか。
- 生涯学習課長 : 任期は2年ですが、再任は妨げません。また、年齢がいくつに達したから退任するということはありません。
- 高仲委員 : 無償でやっていただいているのですか。
- 生涯学習課長 : 活動費として1人年間7,800円の謝礼をお支払いしております。
- 教育長 : 議案第5号について採決に入ります。  
議案第5号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 教育長 : 議案第5号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

- 次に、議案第6号「異常時の宿日直に関する規則を廃止する規則の制定について」説明をお願いします。
- 教育部長 : 議案第6号「異常時の宿日直に関する規則を廃止する規則の制定について」ご説明申し上げます。  
 本案は、茂原市立小学校及び中学校管理規則の改正に伴い、関係する規則の廃止を行うものでございます。  
 なお、この規則は公布の日から施行となります。
- 教育長 : 議案第6号について質疑をお願いします。  
 : (質疑なし)
- 教育長 : 議案第6号について採決に入ります。  
 議案第6号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 教育部長 : 議案第6号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。  
 次に、議案第7号「茂原市指定文化財の指定について」説明をお願いします。
- 教育部長 : 議案第7号「茂原市指定文化財の指定について」ご説明申し上げます。  
 令和2年12月23日に開催されました第14回教育委員会会議におきまして、「長興寺如意輪観音坐像附胎内文書」の茂原市指定文化財への指定の諮問について、承認を得たところでございます。  
 このことを受けまして令和3年1月18日に開催されました第2回文化財審議会において審議しましたところ、茂原市指定文化財として指定することに「異議はない」との答申を得ましたので、茂原市指定文化財として指定しようとするものでございます。
- 教育長 : 議案第7号について質疑をお願いします。  
 : (質疑なし)
- 教育長 : 議案第7号について採決に入ります。  
 議案第7号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 教育部長 : 議案第7号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。  
 報告事項に入ります。  
 報告事項1及び2につきましては、予算案件のため、非公開
- 教育部次長 : 報告事項3「行事の共催、後援及び協賛について」説明をお願いします。  
 教育委員会では共催、後援又は協賛を決定した行事についてご報告いたします。  
 令和3年1月に決定した行事は、「共催」につきまして美術館・郷土資料館で1件でございました。
- 教育部次長 : 報告事項4「令和3年第3回から第5回茂原市教育委員会会議の日程について」説明をお願いします。
- 教育部次長 : 令和3年第3回から第5回の茂原市教育委員会会議の日程についてご報告いたします。  
 令和3年第3回の3月臨時会につきましては、3月8日の月曜日、15時より開催いたします。県費負担教職員のうち校長及び教頭先生の任免その他の進退に関する内申の人事案件が議決事項となります。  
 次に、第4回の3月定例会につきましては、3月24日の水曜日、15時より開催いたします。なお、この日は会議前の13時15分より第2回総合教育会議を予定しております。  
 また、第5回の4月定例会につきましては、4月28日の水曜日、15時より開催いたします。  
 教育委員会会議及び総合教育会議につきましては、いずれもこちらの9階会議室で行います。
- 教育長 : それでは、以上で第2回教育委員会会議を閉会します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年4月28日

教育長 内田 達也

署名委員 高仲 輝夫

署名委員 竹田 幸則